皆さんの要望 請願

請願は、皆さんが国や県、市区町村に対し、一定の希望を述べる制度です。憲法には、国民の基本的権利として請願権（第16条）が保障されています。議会への提出は議員の紹介を通して行います。

●選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願…採択

〔提出者〕
小泉祐里氏　他1名

〔紹介議員〕
阿部・山野井・池田・加増・石井・遠山・小池・齋藤議員

〔討論〕

加増議員…結婚時に姓が変わることでさまざまな不利益を受けている。世界標準の夫婦別姓制度の導入を。賛成。

齋藤議員…家族の形の多様化が進んでいる。夫婦の姓の決定においても、それぞれの価値観と状況に応じて選択できるようにすべきである。賛成。

請願採択を受け、意見書案が可決されたため、次の内容の意見書を関係機関に提出しました。

〔意見書概要〕
法制審議会が「選択的夫婦別姓制度」の導入に関する民法改正を答申してから23年が経過したが、いまだその見通しは立っていない。家族の形の多様化が進む中、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することが国会および政府の責務。

●小貝川に橋の設置を求める請願…趣旨採択

〔提出者〕
本間利子氏　他475人

〔紹介議員〕
遠山議員

〔討論〕

赤羽議員…橋が架かれば中学生や高校生の安全な通学路の確保ができ、紫水地域の人口増加も見込まれる。趣旨採択に反対、請願採択に賛成。

池田議員…橋ができれば交通渋滞が緩和され、生活も便利になるという思いは分かるが、計画があった当時の予算や必要性、緊急性を考慮し、趣旨採択に賛成。

佐藤（隆）議員…市外の方が取手市内に分かりやすく訪れやすい道路や橋を整備することが、市の発展につながる。市の将来を考え、趣旨採択に反対、請願採択賛成。

飯島議員…現在、どの計画にもこの橋について定めておらず、市が独自で橋設置に向けて事業化するのは困難。これからの関係機関との調整のきっかけとなるべく、趣旨採択に賛成。

細谷議員…東海村の原子力事故時の避難道路として利用できる。谷田部インターから桑原へ直結する道路ができれば桑原開発にも効果が見込まれる。県南全体の状況も考え、趣旨採択に反対、請願採択に賛成。

遠山議員…通学時の安全確保の点だけでなく、防災対策の点からも効果がある。誰もが安心して住み続けられる町づくりを。趣旨採択に反対、請願採択に賛成。

※**趣旨採択**…請願に対する議会の意思決定は、会議規則では「採択」か「不採択」の2種類です。しかし、願意は十分に理解できるが、財政事情等の理由から、実現することが難しい場合などに用いる議決の結果として「趣旨採択」があります。

〔継続審査となった請願〕
「自転車の活用推進に関する請願」は、2月20日付、取手バイコロジー運動推進協議会会長　小嶋吉浩氏が提出、染谷議員が紹介議員となっています。この請願は、県の動向を注視し、慎重な審査が必要なため、次回の定例会まで継続審査することになりました。

選択的夫婦別姓制度に関する世論調査
（平成29年12月調べ）

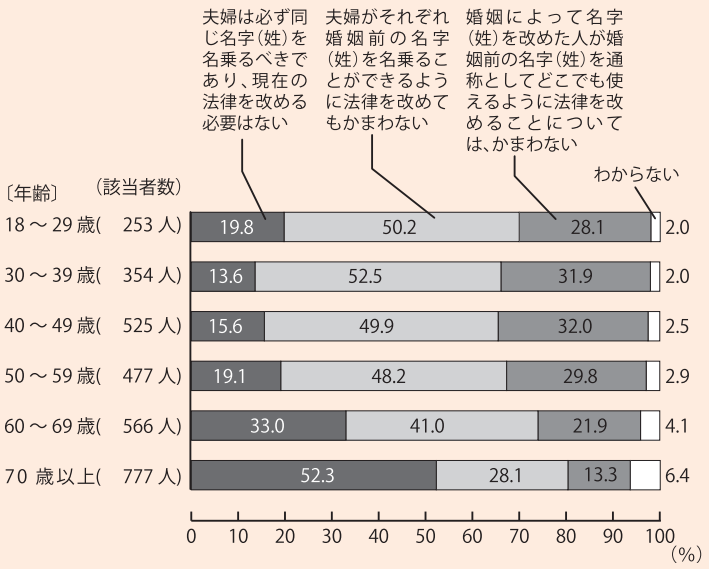

「家族の法制に関する世論調査」（内閣府）（https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-kazoku/gairyaku.pdf）を加工して作成

請願・決議案が審議未了に

今定例会に提出された請願、決議案のうち、次のものは、採決は行われず閉会したため、審議未了となりました。審議未了までの経過は次の通りです。

●取手市による不当な移送の謝罪を求める請願

取手市が不当に請願者を医療機関へ移送したことを認め謝罪すること。

〔提出者〕
柳沢夏希氏

〔紹介議員〕
細谷議員

〔審議未了までの経過〕
この請願は、定例会初日に上程され、福祉厚生常任委員会に付託されました。委員会では請願提出者の意見陳述、請願提出者に対する質疑を経て、委員から執行部（行政）に対して質疑を行いました。しかし、執行部は「個人情報保護の観点から個別の事案に対しての答弁をすることはできない」としたため、全ての質疑が終結した後、渡部委員から「請願者の情報だけで採択・不採択の判断はできないので、委員間討議、討論、採決を行わないことを求める」として動議が提出され賛成多数で可決されました。
委員会で採決を行わなかったため、委員長から議長に対して審査結果の報告はなく、最終日の議事日程には上がりませんでした。これにより本会議でも議決することなく閉会したため、審議未了となりました。

●不当な移送と生活保護費適用を正す決議

〔審議未了までの経過〕
この決議は、上記請願の内容に関して、市行政の責任を求めるものです。定例会最終日、細谷・加増議員から提出されました。
提出者説明の後、決議に対する質疑はありませんでした。その後、赤羽議員から「個人情報保護等の観点から、一方の情報だけしか知ることができず、議会は可否を判断することはできない。よって本決議案については直ちに審議を打ち切り、日程終結を求める」とする動議が提出され賛成多数で可決されました。
これにより、議決することなく議会が閉会したため、この決議案は審議未了となりました。

※**審議未了**…会議に上程された議案や請願等が議決されずに閉会を迎えた場合に廃案件となることをいいます。当該案件は次の会議に持ち越さないことが地方自治法に規定されています。